

障害者活躍推進計画

機関名	三木市教育委員会
任命権者	三木市教育委員会
計画期間	令和５年４月１日～令和１０年３月３１日（５年間）
三木市教育委員会における障害者雇用に関する課題	三木市教育委員会と三木市は、定期的に人事交流を実施しており、障がいのある職員が人事交流することで障害者雇用率が大きく変動する場合がある。そのため、平成２７年度から障害者雇用率制度において、雇用率算定上は、三木市教育委員会と三木市を合算する特例認定を受けており、両機関で雇用率の確保に努める必要がある。 法定雇用率の達成はもちろんのこと、障害特性や個性に応じて全ての障がい者が能力を発揮できるよう、障がい者が活躍できる体制整備に取り組む。
目標	
① 採用に関する目標	各年度において、当該年６月１日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
② 定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
Ⅰ 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(Ⅰ)組織面	①障害者雇用推進者として教育総務部教育総務課長を選任する。 ②障がい者である職員の相談窓口として、障害者職業生活相談員を庶務担当係から選任する。 ③必要に応じて、三木市を含め、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員）を整備するとともに、組織外の関係機関（兵庫労働局、西神職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で情報を共有する。 ④役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。

(2)人材面	①障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、兵庫労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ②障がい者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	現に勤務する障がい者や今後採用予定の障がい者の能力や希望を踏まえ、適宜、面談や人事評価を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	①相談窓口への相談のほか、所属長による定期的な面談を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。 ②措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内で適切に実施する。
(2)募集・採用	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	時間単位の年次有給休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)その他の人事管理	必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4 その他	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。